

議案第48号

町道の路線変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、町道の路線を次のとおり変更する。

区 分	対図 番号	認定 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
				終 点	
変更前	④	1456	西当北5線	忠類共栄39番地先	
				忠類西当179番地1地先	
変更後	④	1456	西当北5線	忠類共栄4番地1地先	
				忠類西当179番地1地先	
変更前	⑤	1457	西当北4線	忠類共栄77番地先	
				忠類西当1番地先	
変更後	⑤	1457	西当北4線	忠類共栄44番地先	
				忠類西当1番地先	